

平成27年6月5日

国土交通省自動車局整備課 殿

経済産業省産業技術環境局計量行政室

騒音計に関する計量法特定計量器検定検査規則の改正について（周知依頼）

平素は、計量行政の円滑な遂行にご尽力頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、騒音計に関する計量法特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令（平成27年経済産業省令第34号。以下「改正検則」という。）が平成27年4月1日に公布され、本年11月1日に施行されることになりました。

改正検則の概要、経過措置等は別紙のとおりですが、製造年の古い騒音計は、改正検則に基づく検定に不合格となる可能性が高いため、検定の対象となる騒音計は、あらかじめ十分な余裕をもって対応されることをおすすめします。

つきましては、騒音計を使用されている貴管下各運輸局、運輸支局等及び関係機関等に対しまして周知方御手配頂きますようお願いいたします。

なお、計量法に基づく騒音計についての問い合わせ先は、次のとおりです。

（お問い合わせ先）

経済産業省 産業技術環境局 計量行政室

電話：03-3501-1688

e-mail: metrology-policy@meti.go.jp

## **1. 改正の趣旨・目的**

計量法(平成4年法律第51号)では、適正な計量の実施を確保するため、取引若しくは証明に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供されるために公的に精度の担保が必要な計量器(特定計量器)について、検定等によりその精度が確保されたものを使用することとされており、その検定等の技術基準(構造に係る技術上の基準、検定公差、検定の方法、使用中検査の方法等)を特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号。以下「検則」という。)で規定している。

検則は、特定計量器の技術革新に迅速かつ柔軟に対応するとともに、国際法定計量機関(OIML)の勧告といった国際規格との整合性を可能な限り図っていく観点から、国際規格を踏まえた日本工業規格(JIS)を引用することを基本としており、JIS が制定・改正されたものから、順次、検則の改正を進めている。今般、騒音計に関し、国際規格(IEC 61672-1,2)と整合した JIS C1516(2014)が制定されたことから、この JIS を検則に引用する改正を行った。

## **2. 主な改正点**

国際規格と整合し、全面的に改正を行った。主な改正点は次のとおり。

- (1) 使用環境に応じた耐環境性能などの性能要求事項を追加し、その検査方法を追加した。
- (2) 計量性能である器差(誤差)及びその検査方法を厳しくした。
- (3) レベル指示値の調整は、騒音計本体とは別の音響校正器によって調整することを原則とした。
- (4) 生産実態のない自動車用普通騒音計<sup>\*</sup>は、削除した。

<sup>\*</sup>自動車道路運送車両の保安基準(平成26年運輸省令第67号)に適合しているかどうかの検査の用に供する騒音計をいい、一般的には、音量計とよばれている。

## **3. 改正に伴う経過措置**

改正の影響を考慮し、次の経過措置が設けられている(図1参照)。

### **(1) 製造事業者に対する措置(改正検則附則第4条関係)**

平成29年10月31日までは、現行の型式承認を受けた型式に基づく、製造が可能。

なお、改正検則に基づく、騒音計の製造・販売は、平成27年11月1日(以下「検則施行日」という。)以降、製造事業者が型式の申請を行い、承認を受けた後となる。したがって、検則施行日以降もしばらくの間は、現行型式の製品が流通することになる。

(2) 現在使用している騒音計の使用者に対する経過措置(改正検則附則第5条、第6条第1項及び第2項、第7条第1項及び第2項関係)

①現在使用している騒音計(現行型式等騒音計)は、平成39年10月31日までは、改正前検則の検定公差等の基準によって検定に合格することが可能。騒音計の検定の有効期間は5年なので、平成39年11月1日以降であっても、検定の有効期間内であれば、使用することが可能。

②検則施行日以降、現行型式等騒音計は、改正検則の検定公差等の基準によって、検定を受検することが可能。この基準によって検定に合格すれば、当分の間使用することが可能(検定の有効期間毎に改正検則の検定公差等の基準による検定に合格することが必要)。

製造事業者によれば、製造年の古い騒音計は、上記②の基準に基づく検定に不合格となる可能性が高いとのことなので、騒音計の買い換えを検討するなどあらかじめ時間的余裕をもって対応するのが望ましい。

(3) 現在使用している自動車用普通騒音計の使用者に対する経過措置(改正検則附則第5条、第6条第3項及び第4項、第7条第3項及び第4項関係)

現在使用している自動車用普通騒音計は、当分の間、改正前検則の基準で検定に合格すれば使用可能(検定の有効期間毎に改正前検則の検定公差等の基準による検定に合格することが必要)。

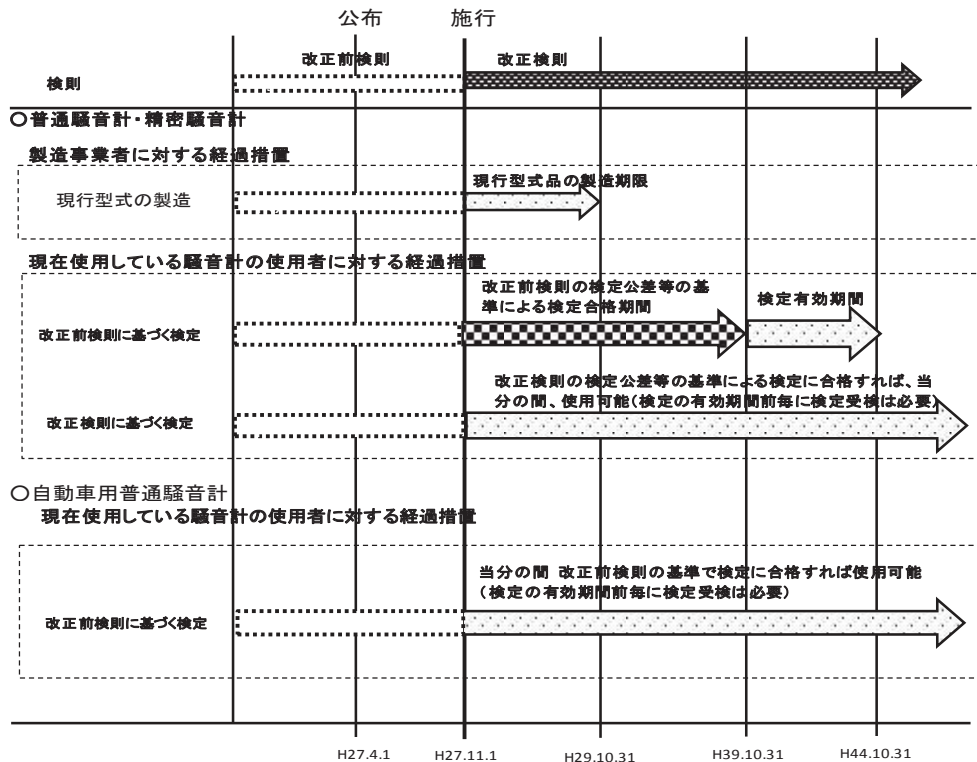


図1 製造事業者及び使用者に対する経過措置

#### 4. 騒音計の適合基準識別方法

##### (1) 型式承認に関する検則改正前後の適合基準識別方法

型式承認の記号を次のように変更するので、検則改正前後のどちらの基準に基づく型式承認を受けたのか識別が可能。

##### ① 改正検則に基づく型式承認表示

普通騒音計: TS

精密騒音計: TF

##### ② 改正前検則に基づく型式承認表示

普通騒音計及び自動車用普通騒音計: SLS

精密騒音計: SLF

##### (参考) 振動レベル計

① 改正検則に基づく型式承認表示: TW

② 改正前検則に基づく型式承認表示: W

##### (型式承認の表示方法)

上記記号の後に、型式承認を受けた年の西暦下2桁及びその年の承認順が表示される。

例) 普通騒音計で、平成28年(2016年)の2番目に改正検則に基づく型式承認を受けた場合

型式承認表示 TS162

##### (2) 検定合格基準に関する検則改正前後の適合基準識別方法

検定に合格した際に交付される検定済証(検則 様式第18)の備考欄に次のような記載が行われるので検則改正前後のどちらの基準の検定に合格したのか識別が可能。

##### ① 改正検則の検定公差等の基準に基づき検定に合格した場合

「JIS C1516(2014)適用」

##### ② 改正前検則の検定公差等の基準に基づき検定に合格した場合

「平成5年検則基準適用」

##### (参考) 振動レベル計

① 改正検則の検定公差等の基準に基づき検定に合格した場合

「JIS C1517(2014)適用」

② 改正前検則の検定公差等の基準に基づき検定に合格した場合

「平成5年検則基準適用」